

【介護サービス】

在宅サービス

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

「事業対象者」「要支援」認定の方が、自立した生活を送るために「ケアプラン（介護予防サービス計画）」の作成や、サービス利用の手続きを支援します。ケアプランは、包括支援センター職員に相談して、一緒に作成します。 ※計画作成に自己負担はありません。

事業所名	電話番号	所在地	営業時間
庄内町地域包括支援センター	45-1030	庄内町余目字町 132-1	(月～金)
立川サブセンター	51-2505	庄内町狩川字大釜 23-1	8:30～17:15

居宅介護支援

「要介護」認定の方が、自立した生活を送るために「ケアプラン（介護サービス計画）」の作成や、サービス利用の手続きを支援します。ケアプランは、介護支援専門員（ケアマネジャー）に相談して、一緒に作成します。 ※計画作成に自己負担はありません。

事業所名	電話番号	所在地	営業時間
医療法人徳洲会介護老人保健施設 余目徳洲苑介護センター	45-1678	庄内町松陽一丁目 1-6	(月～金) 8:30～17:00 (土) 8:30～12:30
介護センターほほえみ	42-1623	庄内町余目字大塚 1-2	(月～土) 8:30～17:15
ケアプランセンターソーナ	44-2011	庄内町南野字北野 100-2	(月～金) 8:30～17:30
山水園指定居宅介護支援事業所	56-3524	庄内町狩川字笠山 433-3	(月～金) 8:30～18:30 (土祝) 8:30～17:30
医療法人徳洲会介護老人保健施設 あかね介護センター	51-2415	庄内町添津字家の下 97	(月～金) 8:30～17:00 (土) 8:30～12:30
さくらホーム居宅介護支援事業所	25-6636	酒田市若浜町 6-25	(月～土) 8:30～17:30
庄内たがわ農業協同組合	0235-33-8165	鶴岡市長沼字宮前 23 番 1	(月～金) 8:45～17:00
医療法人徳洲会介護老人保健施設 徳田山介護センター	43-1919	酒田市相沢字道脇 7	(月～金) 8:30～17:00 (土) 8:30～12:30
医療法人丸岡医院 指定居宅介護支援事業所	23-8133	酒田市亀ヶ崎 6 丁目 9-15	(月～金) 8:30～17:30 (土) 8:30～12:30
愛陽会指定居宅介護支援事業所 (三川病院内)	0235-68-0150	三川町横山字堤 39 番	(月～金) 9:30～17:00 (土) 9:00～12:00
ケアリッツ介護支援サービス (エルダーPLACE 内)	090-8478-1294	鶴岡市羽黒町川代 字八森 238	(月～金) 9:00～17:00
居宅介護支援センターここ	0235-77-1025	三川町青山字外川原 234-1	8:30～17:30

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅に訪問し、食事・排泄等の身体の介護や調理・洗濯等の生活の支援を行います。

事業所名	電話番号	所在地	営業時間
介護センターほほえみ	45-0585	庄内町余目字大塚 1-2	6:00~22:00
訪問介護事業所つばさ	43-1525	庄内町余目字猿田 7-2	8:30~17:00
徳田山介護センター	61-4161	酒田市相沢字道脇 7	24時間(電話含)
ニチイケアセンターあまるめ	25-0215	庄内町余目字上梵天塚 90-2	6:00~22:00
ニチイケアセンターこあら	21-8581	酒田市こあら 2-5-2	6:00~22:00
ニチイケアセンター酒田みずほ	21-8920	酒田市亀ヶ崎 3-5-55	6:00~22:00
アースサポート酒田	26-9900	酒田市若宮町 5-2	7:00~21:00
ニチイケアセンター鶴岡	0235-29-6889	鶴岡市若葉町 23-38	6:00~22:00
ニチイケアセンター鶴岡みさき	0235-29-0305	鶴岡市美咲町 7-16	6:00~22:00
庄内たがわ農業協同組合	0235-33-8165	鶴岡市長沼字宮前 23 番 1	6:00~21:00

（介護予防）訪問入浴介護

自宅を訪問し、移動式の浴槽を提供して入浴の介護を行います。

事業所名	電話番号	所在地
福祉のひろば	33-2581	酒田市穂積字上市神 139-5
アースサポート酒田	26-9900	酒田市若宮町 5-2
ひかり 日花里訪問入浴介護事業所	080-9638-2575	酒田市みずほ 2 丁目 17-3 B号

（介護予防）訪問看護

医師の指示に基づいて、看護師等が自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

事業所名	電話番号	所在地
菅原 医 院	43-3010	庄内町余目字町 265
訪問看護ステーション ひまわり	43-2964	庄内町松陽 1 丁目 1-6
池田内科 医 院	92-2110	酒田市広野字末広 105-4
訪問看護ステーション スワン	21-7345	酒田市千石町 2-3-20
訪問看護ステーション らいふ	43-1888	酒田市こがね町 2-23-3
訪問看護ステーション とるて	0235-64-8785	鶴岡市みどり町 21-29
訪問看護リハビリステーションアジュダнте	0235-23-8718	鶴岡市余慶町 6 番 22
いのちの華 訪問看護ステーション	0235-25-3203	鶴岡市城北町 1-26
訪問看護ステーション庄内	0235-33-8950	鶴岡市ほなみ町 2-8
医療法人あい友会 あい庄内クリニック	0235-35-1135	三川町青山字外川原 234-1
訪問看護ステーションここ	0235-77-1025	三川町青山字外川原 234-1

※ 上記のほかにも、町内医療機関で実施しているところもあります。

(介護予防) 訪問リハビリ

医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士が自宅を訪問し、必要なリハビリを行います。

事業所名	電話番号	所在地
庄内余目病院	43-3434	庄内町松陽一丁目1-1
訪問リハビリテーションいでは	0235-62-3789	鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰42番4号

(介護予防) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

通所介護(デイサービス)

生活行為向上のための運動や、食事、入浴等の日常生活上の支援を日帰りで行います。

事業所名	電話番号	所在地
山水園指定通所介護事業所	25-0087	庄内町狩川字笠山433-3
ソーナデイサービスセンター	44-2011	庄内町南野字北野100-2
介護予防センターさくらの里	61-4871	酒田市山田32-2
介護予防センターさくら広野	92-4531(直通)	酒田市広野字末広102-1
介護予防センターさくら	22-3520	酒田市山居2-1-7
介護予防センターさくら東泉	31-9130	酒田市東泉町6-1-9
ニチケアセンターこあら	21-8581	酒田市こあら2-5-2
パワーリハデイサービス酒田	21-0305	酒田市こあら3-1-5
ゆたかの家	43-1661	酒田市ゆたか2-5-1
デイサービスえがお・デ・あいと	0235-33-8165	鶴岡市長沼字宮前23番1

(介護予防) 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保険施設や病院、診療所等において、生活行為向上のためのリハビリテーションを主に、食事、入浴等の日常生活上の支援を日帰りで行います。

事業所名	電話番号	所在地
介護老人保健施設余目徳洲苑	43-2477	庄内町松陽一丁目1-6
庄内余目病院	43-3434	庄内町松陽一丁目1-1
介護老人保健施設あかね	51-1100	庄内町添津字家の下97
介護老人保健施設徳田山	61-4040	酒田市相沢字道脇7
丸岡医院	23-8166	酒田市松原南15-1
日本海総合病院酒田医療センター	23-1111	酒田市千石町二丁目3-20
介護老人保健施設ほのか	0235-68-0020	三川町押切新田字深田1

(介護予防) 短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などの施設に短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練を行います。

事業所名	電話番号	所在地
山水園	56-3522	庄内町狩川字笠山 433-3
ソラーナ	44-2011	庄内町南野字北野 100-2
ラ・ルーナ	43-6730	庄内町余目字矢口 92-1
さくらの里	61-4355	酒田市西田 16-1
さくらホーム	62-2941	酒田市中牧田字丸福 171
さくらホーム広野	91-1233	酒田市広野字末広 102-1
なの花荘	0235-66-4831	三川町大字横山字堤 189-2
ふじの花荘	0235-64-5880	鶴岡市藤の花一丁目 18-1
かみじ荘	0235-62-2233	鶴岡市羽黒町手向字薬師沢 198-3
協立ショートステイセンターふたば	0235-29-1056	鶴岡市日枝字海老島 64

(介護予防) 短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、医学的管理のもとに、日常生活の介護や機能訓練を行います。

事業所名	電話番号	所在地
介護老人保健施設余目徳洲苑	43-2477	庄内町松陽一丁目 1-6
介護老人保健施設あかね	51-1100	庄内町添津字家の下 97
介護老人保健施設徳田山	61-4040	酒田市相沢字道脇 7
介護老人保健施設ほのか	0235-68-0020	三川町押切新田字深田 1

(介護予防) 福祉用具貸与

車いすやベッドなど日常生活の自立を助ける用具を貸与 (レンタル) します。

■貸与品目

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| ①車いす | ⑩スロープ |
| ②車いす付属品
(クッション、電動補助装置など) | ⑪手すり (取付工事不要のもの) |
| ③特殊寝台 | ⑫歩行器 (自動制御機能付歩行器も可) |
| ④特殊寝台付属品 (マットレスなど) | ⑬歩行補助つえ |
| ⑤床ずれ防止用具 (エアマットなど) | |
| ⑥体位変換器 | |
| ⑦認知症老人徘徊感知機器
(離床センサー含む) | |
| ⑧移動用リフト | |
| ⑨自動排泄処理装置 | |

要支援1・2と要介護1の方は、①～⑨(⑨は、要介護2・3の方も)の品目は原則として利用が認められません。
※ただし、状態に応じては利用可能な場合もあります。

福祉用具購入費の支給

在宅での生活に必要で、入浴やトイレで使う用具については、購入費を支給します。

※ 指定を受けている事業者から購入してください。

■支給品目

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ①腰掛便座 ポータブルトイレ等 | ②移動用リフトのつり具 |
| ③入浴補助用具 シャワーチェア等 | ④排泄予測支援機器 |
| ⑤簡易浴槽 | ⑥自動排泄処理装置の交換可能部品 |

■支給限度額

利用できる上限額は1人1年間10万円（毎年4月1日から1年間）

■支払い方法

受領委任払い 購入費用の1～3割（自己負担分）を事業者支払い、町が7～9割分を事業者支払います。

償還払い いったん全額自費で事業者支払いし、町へ申請後、7～9割分が戻ります。

事業所名	電話番号	所在地
ケアショップれいだん	43-4141	庄内町余目字月屋敷 101-2
有限会社福祉用品やまがた	26-1725	酒田市亀ヶ崎四丁目 2-40
株式会社タマツ鶴岡店	0235-24-3333	鶴岡市美咲町 32-7
株式会社蔵王サプライズ庄内営業所	43-0622	酒田市下安町 15-6
ダスキンヘルスレント庄内ステーション	0235-68-1202	三川町大字押切新田字前川原 262
両羽商事株式会社	28-9123	酒田市卸町 1-8
株式会社トーク	0235-22-1009	鶴岡市遠賀原字稲荷 41-2
マシマ介護事業部	31-1664	酒田市京田一丁目 2-12
庄内たがわ農業協同組合	0235-33-8165	鶴岡市長沼字宮前 23 番 1
さふらん酒田南店	21-3200	酒田市中町 3-2-18
ニチイケアセンターこあら	21-8581	酒田市こあら 2-5-2
株式会社タマツ酒田店	23-0721	酒田市東大町 3-1-9

住宅改修費の支給

在宅での生活の質の向上を図るために必要な、住宅の一部改修について支給します。

■支給品目

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

■支給限度額

原則として1つの住宅につき 1人20万円まで

※ 引越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合は、再度20万円までの支給が受けられます。

■支払い方法

受領委任払い 改修費用の1～3割（自己負担分）を事業者に支払い、町が7～9割分を事業者に支払います。

償還払い いったん全額自費で事業者に支払いし、町へ申請後、7～9割分が戻ります。

～住宅改修の手続きの流れ～

※工事を始める前に、必ずケアマネジャーか町に相談してください。

①事前申請 工事を始める前に申請します。工事後の申請は保険給付を受けられないので御注意ください。

【提出書類 … 申請書・改修が必要な理由書・工事見積書・工事に必要な材料のカタログ・工事前の写真・図面（平面図・立面図）・住宅所有者承諾書・委任状】

②工事開始 町からの承認通知を受け取ってから工事を開始します。

～工事完了～

③事後申請 工事が完了したら、支給のための申請をします。

【提出書類 … 申請書・工事内訳書・工事前と工事後の写真・領収書・委任状】

④支払い 指定した支払方法により町から費用が支給されます。

介護保険市町村特別給付事業

第1号被保険者の方から納付いただく介護保険料を財源としているため、申請時点で介護保険料の納付状況を確認させていただきます。

高齢者外出支援事業

町内に居住する要支援・要介護認定を受けている方で、寝たきり状態や重度の歩行障がい等により外出が困難な方に対し、介護タクシーで自宅から医療機関への通院を助成します。

■サービス内容：医療機関と居宅間の送迎

※月2枚（年間最大24枚）分の高齢者外出支援事業利用補助券交付

■利用料金：町民税非課税世帯：サービス事業所が定める料金の1/10

町民税課税世帯：サービス事業所が定める料金の2/10

（ストレッチャー、車椅子利用は別途料金が加算される場合があります。）

事業所	電話番号	ストレッチャー	車椅子
余目タクシー	43-2411	有	有
立川タクシー	56-2128	無	有
酒田第一タクシー	22-9444	有	有
庄交ハイヤー	0235-22-0055	無	有
大和交通	0235-22-7733	無	有

※ 高齢者運転免許証自主返納支援事業(14ページ)との併用はできません。

※ 記載以外にも要件等がありますので、介護保険係までお問い合わせください。

おむつ支給事業

■対象者：町内に住所があり、居住している在宅の方で、要支援・要介護認定を受けており、寝たきりや認知症で尿意がなく、1人でトイレに行けない等、常時失禁と認められる方。

※ 施設入所者、3か月以上入院されている方、短期入所を月の半数以上利用されている方は対象外。記載以外にも要件がありますので、介護保険係にお問い合わせください。

■区分：①町民税非課税世帯：月 8,000 円
 ②町民税課税世帯：月 4,000 円 } ※支給決定の月より交付されます。

施設入所サービス

※ 施設入所サービスを受ける場合は、利用者や御家族が、直接施設に申し込みます。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

在宅での生活が困難な方が、入所して日常生活の介護や機能訓練等を受けることができる施設です。新規入所は要介護3以上の方が対象となりますが、要介護1・2の方でも、やむを得ない事情等により在宅生活が困難な状況にあれば、新規入所が認められる場合があります。

事業所名	電話番号	所在地	経営主体
ソラーナ	44-2011	庄内町南野字北野 100-2	(福)みのり福祉会
山水園	56-3522	庄内町狩川字笠山 433-3	(福)立川厚生会
寿康園	52-3413	酒田市檜橋字大柳 3-1	(福)平田厚生会
さくらホーム	62-2941	酒田市中牧田字丸福 171	(福)さくら福祉会
さくらホーム広野	91-1233	酒田市広野末広 102-1	(福)さくら福祉会
芙蓉荘	31-2525	酒田市宮野浦三丁目 20-1	(福)光風会
ライフケア黒森	92-3355	酒田市黒森葭葉山 54-10	(福)正覚会
かたばみ荘	35-1451	酒田市北千日堂前松境 18-1	(福)かたばみ会
サン・シティ	26-7788	酒田市曙町二丁目 26-1	(福)友和会
幸楽荘	64-3711	酒田市小泉字前田 50	(福)幾久栄会
松濤荘	76-2103	遊佐町菅里菅野南山 7-1	(福)山形県社会福祉事業団
ゆうすい	71-2133	遊佐町遊佐字木ノ下 2	(福)遊佐厚生会
なの花荘	0235-66-4831	三川町大字横山字堤 189-2	(福)けやき
ふじの花荘	0235-64-5880	鶴岡市藤の花一丁目 18-1	(福)ふじの里
おおやま	0235-38-0250	鶴岡市大山 3-34-1	(福)鶴岡市社協
かみじ荘	0235-62-2233	鶴岡市羽黒町手向薬師沢 198-3	(福)羽黒白寿会
かたくり荘	0235-53-2300	鶴岡市熊出字東村 157-2	(福)朝日ぶなの木会
しおん荘	0235-76-3735	鶴岡市湯野浜 1-17-35	(福)思恩会
永寿荘	0235-25-6111	鶴岡市茅原町 28-10	(福)恵泉会

池 幸 園	0235-25-2881	鶴岡市美原町 4-40	(福)一幸会
温 寿 荘	0235-43-2351	鶴岡市榎代丁 53-1	(福)あつみ福社会
桃 寿 荘	0235-57-3222	鶴岡市たらのき代字桃平 123	(福)櫛引福寿会

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している方が、入所して看護、医学的管理下における介護及びリハビリ等を受けられる施設です。 ※要介護1以上の方が利用できます。

事業所名	電話番号	所在地	経営主体
余目徳洲苑	43-2477	庄内町松陽一丁目 1-6	(医)徳洲会
あかね	51-1100	庄内町添津字家の下 97	(医)徳洲会
徳田山	61-4040	酒田市相沢字道脇 7	(医)徳洲会
うらら	28-3131	酒田市本楯字前田 127-2	(医)宏友会
明日葉	22-3885	酒田市曙町二丁目 18-6	(医社) 社団さつき会
シェ・モワ	22-1400	酒田市緑町 13-37	(福)光風会
ひだまり	25-6356	酒田市中町 3-5-23	(医)健友会
のぞみの園	0235-25-8255	鶴岡市茅原町 26-23	(医社)みつわ会
サテライト老健ちわら	0235-25-5000	鶴岡市茅原字草見鶴 21-1	(医社)みつわ会
サテライト老健のぞみ	0235-24-7724	鶴岡市日枝字小真木原 116-8	(医社)みつわ会
みずばしょう	0235-78-0951	鶴岡市羽黒町後田字谷田 191-4	(社)鶴岡地区医師会
かけはし	0235-25-1131	鶴岡市民田字代家田 100-1	(福)山形虹の会
せせらぎ	0235-28-2160	鶴岡市文園町 9-34	庄内医療生活協同組合
あすなろ	0235-24-7551	鶴岡市本町 2-2-35	(医)栄和会
ケアホームみやはら	0235-28-2061	鶴岡市三和町 1-53	(医)宮原病院
ほのか	0235-68-0020	三川町押切新田字深田 1	(医)徳洲会

地域密着型サービス ※原則、庄内町に住所のある方が利用できます。

（介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が、共同生活を送りながら、日常生活の介護や機能訓練を行います。
※要支援2以上の方が利用できます。

事業所名	電話番号	所在地	定員
グループホームひまわりの丘	45-1050	庄内町松陽一丁目 1-6	18
グループホームやまゆり	51-2580	庄内町狩川字小縄 3-3	18
グループホームほなみ家	43-0723	庄内町余目字四ツ興野 123	18

地域密着型通所介護（デイサービス）

定員が18人以下のデイサービスセンターで、運動、食事・入浴等のサービスを日帰りで提供します。 ※総合事業（通所型サービス）を実施しています

事業所名	電話番号	所在地	定員
デイサービスやまゆり	51-2580	庄内町狩川字小縄 3-3	15

（介護予防）認知症対応型通所介護

認知症の方を対象として食事・入浴などの他、簡単な機能訓練を日帰りで提供します。

事業所名	電話番号	所在地	定員
グループホームひまわりの丘	45-1050	庄内町松陽 1-1-6	3
グループホームやまゆりデイサービス	51-2580	庄内町狩川字小縄 3-3	6

（介護予防）小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスが利用できます。

事業所名	電話番号	所在地
山水園小規模多機能型居宅介護事業所 （多機能さんすい）	56-3527	庄内町狩川字笠山 433-3
小規模多機能型居宅介護施設 ほなみ	43-3913	庄内町余目字四ツ興野 130
多機能さくら余目	45-1333	庄内町余目字矢口 77-1

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

要介護者を対象とする定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームです。

事業所名	電話番号	所在地
地域密着型特別養護老人ホーム ラ・ルーナ	43-6730	庄内町余目字矢口 92-1

その他の施設

ケアハウス

高齢者が住みやすい集合住宅で、食事の提供があり介護保険サービスも利用できます。

事業所名	電話番号	所在地	経営主体
鶴が丘	0235-24-5633	鶴岡市茅原町 26-27	(福)めぐみ会
サンハイツ酒田	26-7400	酒田市曙町二丁目 26-9	(福)友和会
ケアハウスふるさと	28-3133	酒田市豊原字大坪 37	(福)本楯たちばな会

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等

食事や生活支援、介護サービスを受けることができます。

事業所名	電話番号	所在地	種別
住宅型有料老人ホームきずな	43-2963	庄内町余目字猿田7番地2	住宅型
有料老人ホームゆい	31-8883	酒田市臼ヶ沢字池田通122番地	住宅型
デイホーム眺海	62-3555	酒田市山寺字宅地159	住宅型
ソーシャルいずみ	21-2207	酒田市東泉町5-5-6	住宅型
ソーシャルわかば	43-6725	酒田市亀ヶ崎4-11-5	住宅型
有料老人ホームすまいる	23-6155	酒田市船場町一丁目9-10	住宅型
有料老人ホームあらた	25-8380	酒田市東町1-15-25	住宅型
コンフォート檜の木	43-1245	酒田市こあら2丁目4-6	住宅型
シニアガーデン泉	43-6785	酒田市泉町8-11	サービス付住宅
高齢者ホームシニアガーデンそよかぜ	28-8066	酒田市東両羽町6-2	サービス付住宅
高齢者ホーム第三亀ヶ崎の家	22-3993	酒田市亀ヶ崎5-9-12	サービス付住宅
高齢者ホームシニア松原の家	22-5860	酒田市亀ヶ崎5-9-5	サービス付住宅
高齢者向け住宅シニアガーデンかめがさき	25-5701	酒田市亀ヶ崎6丁目9-27	サービス付住宅
有料老人ホームいろ花	0235-78-7335	鶴岡市下山添字中道40-1	住宅型
シニア・ライフ・サポート・マンション瑞穂の郷	0235-29-1025	鶴岡市羽黒町細谷字北田128-1	サービス付住宅
あじさいの家	0235-28-2022	鶴岡市茅原字西茅原122-5	サービス付住宅
エタニティハウスひまわり	0235-25-5160	鶴岡市稲生一丁目3-45	住宅型
ゆったりホームなな草	0235-26-0558	鶴岡市外内島字石名田82-23	サービス付住宅
山王フジックス	0235-29-0030	鶴岡市山王町14-23	高齢者マンション
シニアハウスけやき	0235-33-8895	三川町大字横山字城下228	サービス付住宅

※ こちらは、主に庄内町の方が利用している事業所について掲載しておりますので、上記以外にもサービスが受けられる事業所があります。

高額介護サービス費、高額医療・高額介護合算制度

高額介護サービス費

介護保険サービス（総合事業に係る相当分を含む）を利用した際の利用者負担額が、著しく高額であった場合に、利用者負担額（月額）が世帯合計で基準額を超えた分が払い戻されます。

※ 利用者負担額には、福祉用具購入費・住宅改修費の負担や、施設での食費・居住費（滞在費）・日常生活費など、その他の利用料は含まれません。

※ 新規に高額介護（予防）・相当分 サービス費の該当となった方には、サービスを利用された月の約3か月後に町から申請書等をお送りします。

■高額介護(予防)・相当分 サービス費の利用負担段階と利用者負担上限額

利用者負担段階	所得区分		上限額(月額)
第4段階	町民税課税世帯	【現役並み所得者Ⅲ】 課税所得 690 万円(年収約 1,160 万円)以上	140,100 円(世帯)
		【現役並み所得者Ⅱ】 課税所得 380 万円(年収約 770 万円)以上 690 万円未満	93,000 円(世帯)
		【現役並み所得者Ⅰ】 課税所得 145 万円(年収約 370 万円)以上 380 万円未満	44,000 円(世帯)
		【一般】上記及び下記以外の方 本人又は世帯内のどなたかが町民税課税されている方	
第3段階	町民税非課税世帯の方で下記第1段階・第2段階に該当しない方	24,600 円(世帯)	
第2段階	町民税非課税世帯の方で①公的年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方もしくは②老齢福祉年金を受給している方	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)	
第1段階	生活保護を受給している方	15,000 円 (個人・世帯とも)	

担当：保健福祉課介護保険係

高額医療・高額介護合算療養費制度

医療保険と介護保険の両方を利用した世帯について、それぞれの保険の自己負担額合計が各所得区分に設定された自己負担限度額を超えた場合に、負担額の一部が支給されます。

所得区分(総所得金額から基礎控除額を差し引いた額)	自己負担限度額	
	70歳未満	70歳以上
【現役並み所得者Ⅲ】課税所得 690 万円以上	212 万円	212 万円
【現役並み所得者Ⅱ】課税所得 380 万円以上 690 万円未満	141 万円	141 万円
【現役並み所得者Ⅰ】課税所得 145 万円以上 380 万円未満	67 万円	67 万円
【一般】町民税課税所得が 145 万円未満	60 万円	56 万円
町民税非課税世帯	34 万円	31 万円
町民税非課税世帯で次の要件を満たす方 (1) 単独世帯の場合(年金収入のみ) 年収約 80 万円以下 (2) 2人世帯の場合(年金収入のみ) 年収約 160 万円以下		19 万円※

※ 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は、自己負担額が 31 万円

■申請

対象者にお知らせが届きますので、申請窓口を確認し、手続きをしてください。

所得の少ない方の負担を軽減する制度

負担限度額認定

■居住費及び食費のめやす（基準費用額）

施設サービス（ショートステイを含む）を利用する場合、利用者負担（1～3割負担）のほかに、居住費及び食費を負担する必要があります。居住費及び食費の平均的な額がそれぞれ「基準費用額」として国によって決められていますが、実際に負担する金額は、利用者と施設との契約により定められます。

■特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給

所得に応じて負担限度額を設け、施設との契約により定められた利用者負担額から負担限度額を引いた額を「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として介護保険から支給しますので、認定を受けるためには申請が必要です。

■制度の対象者

軽減を受けられるのは、次の3つのいずれにも該当する方です。

- (1) 本人及び同一世帯の方全てが町民税非課税者であること
- (2) 本人の配偶者（別世帯も含む）が町民税非課税者であること
- (3) それぞれの利用者負担段階において、預貯金等の要件を満たすこと

利用者負担段階	所得に関する区分		預貯金等の要件	
第1段階	・生活保護を受けている方		<div style="border: none;"> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%; height: 10px;"></div> </div>	
	町民税非課税世帯	・高齢福祉年金を受給している方		単身 1,000万円 夫婦 2,000万円
第2段階		・本人の課税年金収入額、非課税年金収入額、その他の合計所得の合計額が年額80万円以下の方		単身 650万円 夫婦 1,650万円
		第3段階①	・本人の課税年金収入額、非課税年金収入額、その他の合計所得の合計額が年額80万円を超え、120万円以下の方	
第3段階②			・本人の課税年金収入額、非課税年金収入額、その他の合計所得の合計額が年額120万円を超える方	
第4段階 軽減対象外	・本人が町民税課税者である方、もしくは世帯の中に町民税課税者がいる方		<div style="border: none;"> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%; height: 10px;"></div> </div>	

※ 非課税年金（遺族年金と障害年金）も収入に含めて判定されます。

※ 64歳以下の方の預貯金等の要件は、単身1,000万円・夫婦2,000万円になります。

※ **利用者負担段階第1～第3段階の方が負担軽減の対象となります。**

《利用者の居住費と食費の負担限度額》（日額）

利用者負担段階	食費		居住費					
	施設入所者	短期入所利用者	ユニット型		従来型個別		多床室	
			個室	個室的多床室	特養等	老健、療養等	特養等	老健、療養等
第1段階	300円	300円	820円	490円	320円	490円	0円	0円
第2段階	390円	600円	820円	490円	420円	490円	370円	370円
第3段階①	650円	1,000円	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円
第3段階②	1,360円	1,300円						
第4段階 基準費用額	1,445円	1,445円	2,006円	1,668円	1,171円	1,668円	855円	377円

対象となるサービス（介護予防サービスを含みます。）

- （「特養等」の金額が適用）
- ・介護老人福祉施設
 - ・短期入所生活介護
 - ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- （「老健療養等」の金額が適用）
- ・介護老人保健施設
 - ・短期入所療養介護
 - ・介護療養型医療施設

■ **限度額認定の有効期間**

限度額認定の有効期間は、原則として申請日の属する月の初日から毎年7月31日までとなります。引き続き限度額の認定を希望される場合は、更新申請をしていただく必要があります。

担当：保健福祉課介護保険係

社会福祉法人等による利用者負担軽減事業

社会福祉法人等が運営する施設で提供する介護サービスを利用する場合に、下記の所得等の要件に該当する方は、利用者負担額が軽減されます。認定を受けるためには申請が必要です。

■ **軽減対象サービス**

- は介護サービスのみ、○のサービスは介護予防サービスも可、◎のサービスは総合事業サービスも可。

◎ 訪問介護	● 地域密着型通所介護
◎ 通所介護	○ 認知症対応型通所介護
○ 短期入所生活介護	○ 小規模多機能型居宅介護
● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	● 複合型サービス
● 夜間対応型訪問介護	● 介護福祉施設サービス
● 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

※ 軽減の対象となるのは、介護費、食費及び居住費（滞在費）です。ただし、生活保護受給者については、個室の居住費のみが対象となります。

※ 特別養護老人ホーム入所者等に係る食費・居住費（滞在費）の軽減は、特定入所者介護（予防）サービス費の支給を受けている場合に限り。

■軽減の対象となる方

世帯全員が町民税非課税で次の1~5の全てに該当する方

1. 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
2. 預貯金の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
3. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
4. 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。※医療保険、税金面での扶養、仕送り等
5. 介護保険料を滞納していないこと。

■申請

年間の収入がわかる書類（所得証明書・年金支払通知書等）、預貯金等の通帳・証明書の写し等を添付してください。

■軽減の割合

- ① 25/100（自己負担75/100）
- ② 老齢福祉年金受給者は50/100（自己負担50/100）
- ③ 生活保護受給者 100/100（自己負担0/100）

担当：保健福祉課介護保険係